

自動車リサイクル法
変更(廃業)届出
マニュアル
(フロン類回収業)

松山市環境部
廃棄物対策課

令和4年10月

フロン類回収業の変更等届出について

1. 届出書の提出先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館4階 松山市廃棄物対策課
TEL:089-948-6914 FAX:089-934-1928

2. 届出書の提出部数

1部

※届出書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 提出期限

変更があった日、又は事業の全部を廃止した日から30日以内に、届出書と必要書類を提出してください。

4. 届出に当たって

窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。(詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。)

(1)有効な許可証等の原本

(2)窓口に来る会社等の従業員の①健康保険証(雇用主(申請者)の名前が記載されているもの)及び②運転免許証等の2点。個人事業主本人の場合は②のみで可

5. その他

- ・ 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ・ 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。

<公的書類の取得先>

- ・ 住 民 票 の 写 し:市役所・町村役場等
- ・ 登記されていないことの証明書:法務局(支局及び出張所を除く。)
- ・ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書):法務局

フロン類回収業者変更(廃業)届出の必要書類

※以下の表の区分に従って届出書と必要書類を提出してください。

変更事項および必要書類	必要書類の説明
<p><氏名、名称、住所、代表者の変更> 【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名変更:①②③を提出 ・住所変更:①②③を提出 <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称変更:①②④を提出 ・住所変更:①②④を提出 ・代表者変更:①②④を提出 <p>※代表者が既存の役員からの選出ではなく、役員としても新規就任した場合は、代表者変更の書類に合わせて役員変更に係る書類の提出も必要になります。</p>	<p>① フロン類回収業者変更届出書</p> <p>② 欠格条項不該当誓約書</p> <p>③ 住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)</p> <p>④ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)</p> <p>※氏名、名称、住所については、住民票(商業登記簿)どおりに正確に記載してください。</p> <p>※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の手続きが完了したものを添付してください。</p>
<p><事業所に関する変更> 【個人・法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称変更:①②を提出 ・事業所の所在地変更:①②を提出 ・事業所の追加:①②を提出 ・事業所の廃止:①②を提出 	
<p><法定代理人の氏名、住所の変更> 【申請者が未成年の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の氏名変更:①②③を提出 ・法定代理人の住所変更:①②③を提出 	<p>① フロン類回収業者変更届出書</p> <p>② 欠格条項不該当誓約書</p> <p>③ 法定代理人の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)</p> <p>④ 追加役員の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)</p> <p>⑤ 追加役員の登記されていないことの証明書</p>
<p><役員の変更> 【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の就任(追加):①②④⑤⑥(⑦)を提出 ・役員の辞任(減員):①②⑥(⑦)を提出 	<p>⑥ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)</p> <p>⑦ 新旧対照表 (人数が多く書き切れない場合のみ)</p> <p>※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の手続きが完了したものを添付してください。</p>

変更事項および必要書類	必要書類の説明
<p><回収しようとするフロン類の種類の変更> 【個人・法人】 ・種類の追加:①②③④⑤を提出 ・種類の減少:①②を提出</p>	<p>① フロン類回収業者変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 ③ フロン類回収設備の使用権原に関する書類 ④ フロン類回収設備の種類・能力の説明書類 ⑤ フロン類回収設備並びに付帯設備に十分な知見を有することを証明する書類</p> <p>※③～⑤の具体例については、申請マニュアルをご参照ください。</p>
<p><事業の全部廃止> 【個人の場合】 ・死亡した場合:①②を提出 ・自主的に辞める場合:①②を提出</p> <p>【法人の場合】 ・消滅した場合:①②を提出 ・解散した場合:①②を提出 ・自主的に辞める場合:①②を提出</p>	<p>① フロン類回収業廃業等届出書 ② フロン類回収業登録通知書の原本</p> <p>※廃業届の届出義務者 ・死 亡:相続人 ・合併により消滅:法人の元代表者 ・破産により解散:破産管財人 ・合併、破産以外で解散:清算人 ・自主的に廃業:本人または法人の代表者</p>

<注意>

- ・住民票の写し等の公的書類のコピーを提出する場合、原本認証の申立書を提出してください。
- ・上記書類だけで審査できない場合は、別途確認書類の提出を求める場合があります。
- ・役員の住民票の写しは「役員一覧」をもって代えることができます。